

2026年8月3日

お客さま各位

にいかわ信用金庫

各種規定等改定のお知らせ

平素より、にいかわ信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて当庫が実施する「手形・小切手の最終振出期限の設定」、「他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」に伴い下記のとおり各種規定等を改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定日

2026年10月1日

2. 改定規定等

- (1) 当座勘定規定（一般当座用）
- (2) 普通預金規定＜決済用普通預金(無利息型)を含む＞
- (3) 納税準備預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 定期性総合口座取引規定＜普通預金および決済用普通預金(無利息型)を含む＞

※改定内容の詳細につきましては別紙【各種規定の新旧対照表】をご参照ください。

以上

詳しくは、お取引店舗までおたずねください



別紙【各種規定の新旧対照表】

(下線部分が変更箇所)

当座勘定規定 (一般当座用)	
新	旧
第 1 条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (4) (略) 第 2 条～第 6 条 (略) 第 7 条 (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) (略) 第 8 条 (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和 8 年 9 月 3 0 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (7) (略) 第 9 条～第 1 6 条 (略) 第 1 7 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和 8 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略) 第 1 8 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うこと	第 1 条 (当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (4) (略) 第 2 条～第 6 条 (略) 第 7 条 (手形、小切手等の支払) (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (2) ～ (4) (略) 第 8 条 (手形、小切手用紙) (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>(追加)</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。<u>(追加)</u> (3) ～ (7) (略) 第 9 条～第 1 6 条 (略) 第 1 7 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手) (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) (略) 第 1 8 条 (線引小切手の取扱い) (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うこと

ができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) (略) 第19条～第31条 (略) 小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3～8 (略) 約束手形用法 1～2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 4～8 (略) 為替手形用法 1～3 (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>(削除)</u> 記入してください。 5～10 (略)	ができるものとします。<u>(追加)</u> (2) (略) 第19条～第31条 (略) 小切手用法 1. (略) 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>(追加)</u> 3～8 (略) 約束手形用法 1～2 (略) 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。 4～8 (略) 為替手形用法 1～3 (略) 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u> 記入してください。 5～10 (略)
--	--

普通預金規定＜決済用普通預金（無利息型）を含む＞	
新	旧
1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3～7 (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3～7 (略)

納税準備預金規定	
新	旧
1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3～4 (略) 5. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>(削除)</u> (5) ～ (6) (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3～4 (略) 5. (預金の払戻し) (1) ～ (3) (略) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続きをします。 <u>ただし、当店または当金庫本支店で取り扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手をお渡ししますので、これにより納付してください。</u> (5) ～ (6) (略)

貯蓄預金規定	
新	旧
1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 3～8 (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 3～8 (略)

定期性総合口座取引規定＜普通預金および決済用普通預金(無利息型)を含む＞	
新	旧
1～2 (略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) ～ (5) (略) 4～25 (略)	1～2 (略) 3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>(追加)</u> (2) ～ (5) (略) 4～25 (略)